

ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度 登録者募集要項（2025 年度就職者対象）

熊本県では、若者の県内就職と定着、県内企業等の将来の中核を担う人材確保のため、県と県内企業等が協力して、県内就職する若者の奨学金返還や赴任費用等を支援する制度（ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度。以下、「本制度」という。）を実施しています。

今回、2025 年度就職者を対象として、本制度の利用を希望し、登録する方を募集します。

※ 奨学金返還等の支援を受けるためには、あらかじめ本要項に基づき登録する必要がありますが、登録することだけで支援が決定するものではありません。

※ 登録することにより、就職活動や就職先が制約されることはありませんが、本制度に参加する県内企業等（以下「参加企業」という。）に就職しない場合は、支援は受けられません。

※ 奨学金返還等の支援の実施は、令和 7 年度（2025 年度）以降の予算成立が前提となります。

1 登録対象者

本制度に登録する者は、（１）の基本的要件を満たし、かつ利用を希望する支援メニューごとに（２）の要件を満たす必要があります。

（１）基本的要件

① ア～エのいずれかに該当する者（新卒者等）であること。

ア 新卒予定者：4 年制大学（高等専門学校専攻科等、同等の学位を取得できる課程等を含む。）及び 6 年制大学又は大学院（以下、「大学等」という。）に在学中で、2024 年度に卒業・修了予定の者

イ 既卒者：2021 年度以降に大学等を卒業した者

ウ 社会人経験者（県外）：2023 年 6 月 1 日時点で熊本県外に在住している社会人経験者であり、2024 年 4 月 1 日時点で 35 歳以下の者（1988 年 4 月 2 日以降に生まれた者）

エ 上記ア～ウに準じると認められる者

② 登録申請時点で参加企業（2020 年度～2025 年度就職者対象）に就業していないこと。

③ 登録申請時点で参加企業（2020 年度～2025 年度就職者対象）への就職が内定又は決定していないこと。

④ 2025 年度に参加企業に就職し、当該企業で概ね 10 年以上継続して就業することを希望していること。

⑤ ④の就業期間中、熊本県内に居住する意思があること。（県外支店勤務に伴う転居等を除く。）

⑥ 以下の修学資金等を受給していないこと。

- ・熊本県医師修学資金
- ・熊本県看護師等修学資金
- ・熊本県介護福祉士等修学資金
- ・熊本県保育士修学資金
- ・熊本県獣医師確保修学資金（Ⅰ型・Ⅱ型）

⑦ 同居親族が代表者又は役員を務める企業等に就職する予定でないこと。

- ⑧ 本制度（2025 年度就職者対象）に登録していないこと。（二重登録不可。）

（2）支援メニューごとの要件

利用を希望する支援メニューごとに、以下の要件を満たすこと。

① 奨学金支援枠Ⅰ

ア 6 年制大学若しくは大学院（同等の学位を取得できる課程等を含む。）を卒業・修了した者又は 2024 年度に卒業・修了予定の者であること。

イ 「4 対象奨学金」の利用者であること。

ウ 本制度により返還支援を受けようとする対象奨学金について、原則として本制度以外の制度等による返還支援や返還額の減額、免除等を受ける者でないこと。

② 奨学金支援枠Ⅱ

ア 大学等を卒業・修了した者又は 2024 年度に卒業・修了予定の者であること。

イ 「4 対象奨学金」の利用者であること。

ウ 本制度により返還支援を受けようとする対象奨学金について、原則として本制度以外の制度等による返還支援や返還額の減額、免除等を受ける者でないこと。

③ 熊^{ゆう}ターン応援枠

ア 原則として「4 対象奨学金」の利用者でないこと。

イ 本制度以外の制度による赴任旅費や研修等費用の助成を受ける者でないこと。

2 登録の要件

本制度に登録するための要件は、1 に定めるほか、以下のとおりとします。

- ① 参加企業に就職した場合に本制度を利用することを希望していること。
- ② 参加企業が採用のために実施する広報活動（企業説明会等）及び選考活動（採用試験、面接等）等への参加を積極的に検討すること。
- ③ 登録後、県が電子メール等で発信する企業情報等を受け取ることに同意すること。

3 支援メニュー（予定）

本制度に登録した者（以下、「登録者」という。）が参加企業に就職し、所定の手続きを経て支援対象者となった場合の支援メニューは、次表の内容を予定しています。支援メニューごとに対象者の要件が異なりますので、ご注意ください。（本要項 1（2）をご確認ください。）

また、参加企業ごとに、「制度適用人数」や利用可能な支援メニュー、支援内容（設定金額）が異なります。参加企業ごとの「制度適用人数」等の情報については、専用ウェブサイト「くま活サポート」(※) で公表します。

※<https://www.kumakatsusupport.pref.kumamoto.jp>

支援メニュー	支援内容	支給予定時期	人数(最大)
奨学金支援枠Ⅰ	奨学金返還の支援 (456万円以内で参加企業が設定する金額を上限)	就職後、最大10年間に分けて支給 (県→支援対象者)	10人
奨学金支援枠Ⅱ	奨学金返還の支援 (院卒等456万円、大卒等244.8万円以内で参加企業が設定する金額を上限)	就職後、最大10年間に分けて支給 (県→支援対象者)	100人
ゆう 熊ターン応援枠	赴任費用の支援 (20万円以内で参加企業が設定する金額を上限)	就職1年目に支給 (参加企業→支援対象者)	110人
	研修等費用の支援 (30万円以内で参加企業が設定する金額を上限)	就職5年目に支給 (参加企業→支援対象者)	

※「院卒等」は、6年制大学の卒業者を含みます。

※参加企業への就職時点における奨学金の返還残額（利息分を除く）が、参加企業が設定する金額に満たない場合、返還残額（利息分を除く）が支援の上限となります。

4 対象奨学金

奨学金支援枠Ⅰ及び奨学金支援枠Ⅱにより返還支援を受けられる奨学金は、以下のとおりです。なお、大学等に在学中に受給した分（利息分を除く）に限ります。

- ・日本学生支援機構第1種奨学金
- ・日本学生支援機構第2種奨学金
- ・熊本県育英資金（大学貸与）
- ・その他知事が認める貸与型奨学金

5 申請方法

(1) 申請期間等

①2025年4月就職予定者（2025年度新卒求人枠の就職者等）の場合

- ・2023年6月8日～参加企業への採用内定前日又は2025年2月28日のいずれか早い日まで

②上記以外の者（通年採用枠の就職者等）の場合

- ・2023年6月8日～参加企業への採用内定前日又は2025年12月26日のいずれか早い日まで

③提出書類

- ・ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート制度登録申請書（様式1-1）

(2) 申請方法

電子申請（※1）により申請してください。ただし、電子申請をすることができない場合には、電子メール（※2）又は郵送（※3）により申請してください。

なお、申請書類は返却しませんので、適宜コピー等を取るなどして、控えを手元に保管してください。

※1：電子申請

- ・専用ウェブサイト「くま活サポート」にアクセスしてください。

【URL】<https://www.kumakatsusupport.pref.kumamoto.jp>

- ・トップページに「2025年度就職者 登録はこちら」をクリックすると、申請画面に進みます。

※2：電子メールによる申請

- ・(1) ③の提出書類に入力後、電子メールにデータを添付のうえ、下記のメールアドレスに送信してください。

【E-mail】 kumakatsusupport@pref.kumamoto.lg.jp

県のメールシステムの都合上、Apple 社製品（iPhone、iPad など）からメール送信される場合、添付ファイルは正常に届くものの、メール本文が削除されてしまう場合があります。
Apple 社製品からメール送信される方で、提出資料（添付ファイル）以外の事項で県に連絡したい事柄等がある場合は、提出メールとは別に、添付ファイルなしの電子メールや電話等でご連絡ください。

※3：郵送による申請

- ・(1) ③の提出書類を記入後、下記の宛先へ郵送してください。

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺 6－1 8－1

熊本県商工労働部商工政策課 政策班

(3) 登録の通知等

県は、登録申請の内容が適当と認められる場合、申請者を登録し、その旨を申請者に通知します。なお、申請内容に不備等がある場合、申請書の補正等を依頼することがありますが、登録申請書に記載された電話番号等の不備により連絡が取れない事態が生じたときには、登録されない場合がありますのでご注意ください。

また、登録後、登録された連絡先に、助成金の支給手続等に関する所要の連絡を行いますので、必要な対応をしてください。

6 登録の有効期限

本要項に基づく登録の有効期限は、以下の①②のうち早い方の日までとします。

- ① 登録者が参加企業に就職し、支援候補者の認定を受けた日
- ② 2025 年度の末日（2026 年 3 月 31 日）

7 登録内容変更の届出等

登録申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに、様式 2－1 により、登録内容の変更を届け出てください。また、登録の取消しを希望する場合は、様式 3－1 によって申請してください。

なお、変更の届出や取消しの申請を行わなかったことによるトラブル、不利益等に関して、県はその責を負いません。

8 登録の取消し

以下の事由に該当した場合は、県において登録を取り消すことがあります。

なお、①～⑥の事由により登録を取り消した場合、県はその旨を登録された連絡先（住所又はメールアドレス）に連絡しますが、登録者が連絡先情報の変更を行わず当該連絡が不達になることによるトラブル、不利益等に関して、県はその責を負いません。

- ① 登録内容に虚偽の内容が含まれることが判明したとき

- ② 登録の要件等を満たさないことが明らかになったとき
- ③ 登録されたメールアドレスへのメール不達が続き、改善されないとき
- ④ 登録された連絡先のいずれにおいても連絡が取れない事態が生じたとき
- ⑤ 法令等に違反するなど、登録者として不適切であると認められるとき
- ⑥ 県が別途定める時期までに支援候補者認定申請を行わなかったとき

9 登録後の手続

(1) 登録から就職までの流れ

登録から就職までの流れは以下の①～③のとおりです。

① 登録後～採用内定前

2023年8月～2023年9月頃に専用ウェブサイト「くま活サポート」に参加企業の情報を掲載しますので、就職を希望する参加企業へ直接就職活動を実施してください。県が個別の参加企業を紹介するなど就職先を斡旋することはありません。

② 採用内定～就職前

参加企業から採用内定をもらった場合は参加企業の採用担当者に本制度の登録者であることを申し出てください。県から参加企業へ内定者の氏名等を確認しますので、登録者が直接県へ採用内定の報告をする必要はありません。

③ 就職後

参加企業に就職した後、支援候補者として認定を受ける必要があります。支援候補者として認定を受けた後、参加企業への就業や奨学金返還等を継続した場合に、奨学金返還等の支援を受けることができます。

※なお、支援候補者認定手続の時期や申請書類については、就職前に連絡します。連絡先の住所、電話番号及びメールアドレスは、県からの連絡を確実に確認できるように留意してください。県からの連絡の確認を行わなかったことにより生じるトラブル、不利益等に関して、県はその責を負いません。

【留意点】

- ・常に県からのメールが届く状態にしてください。メールアドレス変更の場合は、本要項7に基づき、必ず変更の届出を行ってください。
- ・携帯電話などで迷惑メール防止対策の設定をされている方は、県からのメールが受信できるようにドメイン指定受信で「pref.kumamoto.lg.jp」を許可するように設定してください。

(2) 助成金の支給等に関する注意点

奨学金返還支援は、参加企業への就業継続や適切に奨学金を返還していることを確認した後、県から支援候補者に助成金を支給する形で行う予定です。

返還そのものを肩代わりするものではないため、日本学生支援機構等への奨学金の返還は、適切に継続していただく必要があります。

なお、参加企業を退職した場合は、支援を受けられなくなります。また、参加企業が熊本県内から撤退した場合など参加企業としての要件を満たさなくなった場合や、県が設置する基金への出捐が行われなかった場合等も、原則として支援が受けられな

くなります。

10 個人情報の取扱いについて

登録いただいた個人情報については、熊本県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

11 問い合わせ窓口等

熊本県商工労働部商工政策課 政策班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

TEL: 096-333-2313 FAX: 096-385-5850

E-mail: kumakatsusupport@pref.kumamoto.lg.jp

制度概要や様式等は、専用ウェブサイト「くま活サポート」をご参照ください。

<https://www.kumakatsusupport.pref.kumamoto.jp>

この募集要項は、令和5年（2023年）6月8日から施行します。

附 則

この募集要項は、令和7年（2025年）8月4日から施行する。